

被災住宅修繕緊急支援事業の受付終了について

大網白里市では、令和元年台風15号、19号、10月25日の大雨により住宅が「一部損壊」の被害を受けられた方に、ご自宅の修理に対する支援策である「被災住宅修繕緊急支援事業」を、令和2年1月20日より実施しておりましたが、災害から1年以上が経過し、この度、千葉県より制度終了の通知がありました。

市では、申請の受付期限を令和3年2月15日までと致しましたので、本制度のご利用を予定されている方は、早めの申請をお願いします。

なお、制度の詳細は、裏面をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡いただけますよう、よろしく申し上げます。

【申込・相談窓口】

大網白里市都市整備課 営繕室

電話0475-70-0366

※担当が不在の場合もありますので、直接窓口にお越しの際は、電話でご予約下さるようお願いいたします。

▶ 被災住宅修繕緊急支援事業制度について

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理について、必要最小限の修理を行うことで、被災者の方が引き続き元の住宅に住むことができるように修理費用の一部を支援する制度です。

▶ 申込対象者（以下の全ての条件を満たす方）

- ◎令和元年の台風15号、19号、10月25日の大雨により、自己の居住する住宅が被害を受け、「一部損壊」となった方
- ◎自らの資力のみで修理ができない方
- ◎修理を行う住家に居住していること
- ◎本制度を利用するために必要な書類、写真を申込者が揃え提出できること

- ①補助金交付申請書
- ②資力に係る申出書
- ③修理見積書（業者作成の見積書も必要）
- ④耐震性能等の向上に資する補修確認書
- ⑤被害のわかる写真
- ⑥罹災証明書（写）

※申込書や申出書等の様式は、市ホームページで取得できません。また、ダウンロードできない方には、窓口にてお渡しすることも可能です。

※①～④の書類は、申請様式を使用して下さい。

※③と④の書類には、修理業者等の押印が必要です。

※⑥が未取得の場合は、安全対策課にて発行を受けてください。

※工事完了後には、施工前・中・後の写真、業者作成の契約書と領収書の写しが必要です。また、84円切手を貼付した封筒をご用意下さい。

▶ 基準額

限度額 500,000円（対象工事費の20%）

例）対象工事が200万円の場合 200万円 × 20% = 40万円

▶ 対象工事の範囲

屋根や外壁等の破損した箇所の修繕が対象となります。

▶ 対象外工事の範囲

屋根・外壁の塗装、雨どい、内装、畳、テレビアンテナ、家電製品、倉庫、小屋、物置、カーポート、外構、家具、その他経年劣化等に伴う工事は対象外となります。詳しくは、お問合せ下さい。

▶ 申込期限

令和3年2月15日（月）までとなっております。受付は開庁時間内とします。早目の申請をお願いします。

回 覧

農 第 1 8 8 9 号
令 和 2 年 1 2 月 8 日

各 位

大 網 白 里 市 長
(公 印 省 略)

「門松カード」の配布について

日頃より、本市の農林行政及び「緑の羽根募金」にご理解とご協力いただきありがとうございます。
とうございます。

本年も年の瀬を迎え、「緑の羽根募金」の還元事業として「門松カード」を配布いたしますので必要な方は、**各世帯2枚**ずつお取りください。

貴重な自然、森林（松）保護のため、「門松カード」をご活用くださいますようお願いいたします。

※注意事項

「門松カード」は各区（自治会）へ登録している世帯数で配布しています。

お問い合わせ

農業振興課農政班

電話 70-0345

賀正

賀正



みどりをたいせつに
大網白里市

みどりをたいせつに
大網白里市

至急回覧

令和2年11月22日

柿餅区長 吉田豊孝

(公印省略)

12月13日の柿餅区清掃活動中止のお知らせ

令和2年12月13日(日曜日)に柿餅区で予定しました、公民館及び神社の清掃活動は、第3波の新型コロナウイルスの急速な感染拡大の状況をうけて、安全を第一と考え、中止といたします。

皆様には、十分な新型コロナウイルスの対策を行い、不要、不急の外出などを控え、ご注意ください様、お願いいたします。